

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>桜和高等学校</p>	<p>校外学習における施設入場料に係る経費支出について、経費支出何書（支出負担行為）の起案決裁が、施設利用後に行われていた。</p> <p>契約名称：校外学習における施設入場料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用日：令和6年4月26日 2 経費支出何書の起案日：令和6年5月17日 3 経費支出何書の決裁日：令和6年5月17日 4 支出負担行為額：11,700円 	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出何書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【令和7年1月6日付け改正前の大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出何書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出何書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札及び規則第61条の3に規定する方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月22日）